

岩手県人事委員会事務局代決専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年12月28日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会事務局代決専決規程の一部を改正する訓令

岩手県人事委員会事務局代決専決規程（昭和41年岩手県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(局長専決事項)</p> <p>第5条 局長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(16) [略]</p> <p>(17) 職員の任用に関する規則（昭和32年岩手県人事委員会規則第12号。以下「任用規則」という。）第14条第2号から第4号まで及び第11号の規定による職の承認をし、並びに同条第1号から第4号まで及び第11号に掲げる職（同条第1号に掲げる職であって、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年岩手県人事委員会規則第12号。以下「初任給等規則」という。）第3条第1項の規定に基づく級別職務区分表（平成18年岩手県人事委員会告示第3号）に掲げるもののうち、次に掲げる職務の級（以下「委員会付議級」という。）である職を除く。）に係る任用規則第7条第1項の規定による選考を実施すること。</p> <p>ア～ク [略]</p> <p>(18)～(64) [略]</p>	<p>(局長専決事項)</p> <p>第5条 局長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(16) [略]</p> <p>(17) 職員の任用に関する規則（昭和32年岩手県人事委員会規則第12号。以下「任用規則」という。）第14条第2号から第4号まで及び第12号の規定による職の承認をし、並びに同条第1号から第4号まで及び第12号に掲げる職（同条第1号に掲げる職であって、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年岩手県人事委員会規則第12号。以下「初任給等規則」という。）第3条第1項の規定に基づく級別職務区分表（平成18年岩手県人事委員会告示第3号）に掲げるもののうち、次に掲げる職務の級（以下「委員会付議級」という。）である職を除く。）に係る任用規則第7条第1項の規定による選考を実施すること。</p> <p>ア～ク [略]</p> <p>(18)～(64) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、令和4年1月1日から施行する。